



(問合せ先)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年5月12日現在

経営安定	収入減少への対策	<p>持続化給付金 (経済産業省)</p> <p>積立ぶらす(漁業収入安定対策)</p>	<p>個人事業者の場合 最大 100万円</p> <p>法人の場合 最大 200万円</p> <p>個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として 個人事業者は100万円以内 中小法人等は200万円以内を給付します。</p> <p>※申請に関する情報は、地域の農林振興局水産担当や漁業協同組合でもご提供していますので、お尋ねください。</p> <p>「積立ぶらす」では、収入が減少した漁業者の経営を支えるため、漁業共済では対象にならない漁獲金額(生産金額)の減収を補填します。併せて、「積立ぶらす」について、国による漁業者の自己積立金の仮払いや契約時の自己積立金の積立猶予の措置があります。</p>	<p>持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570</p>
	雇用維持	雇用を維持する対策	<p>雇用調整助成金 (厚生労働省)</p> <p>小学校等休業対応助成金 (厚生労働省)</p> <p>水産業労働力確保緊急支援事業 技能実習生等に対する雇用維持支援等措置</p>	<p>一時休業等により従業員の雇用維持を図った事業主に対して、休業手当等の一部を助成します。 ※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。</p> <p>臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し有給休暇を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 ※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。</p> <p>①受入れ予定だった外国人技能研修生等の代わりに経験者等の国内人材を雇用した場合 ②マルシップ制度の下でドック等の休漁期間中も外国人船員を継続雇用した場合、発生した掛かり増し経費を支援します。</p>
JF共済掛金の掛金納付が厳しい		JF共済掛金の振替貸付	一時的に共済掛金の都合がつかないとき、その時点での返戻金の額をもとに算出した金額の範囲内で、共済掛金に相当する貸付を受けることができます(振替貸付のある契約を結んでいる方が対象)。	JF共水連九州事業本部 宮崎支店 ☎0985-27-6711 または、各漁協
納税が厳しい 国民年金保険料等が 払えない		納税等の猶予 国民年金保険料等免除・納付猶予	税金: 国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、 徴収の猶予又は換価の猶予 が認められる場合があります。 年金等: 業務の損失や売上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、 国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予 が可能になります。	(国税)各税務署 (県税)各県税・総務事務所 (市町村税)各市町村 (年金等) 市町村、各年金事務所
納付猶予	上下水道料金や 電気・ガス、電話等の 支払いが厳しい	上下水道、電気、ガス、電話料金等の支払い猶予	上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。詳しくは、各事業者へご相談ください。	(上下水道) 市町村の水道担当部局 (電気・ガス・電話) 各事業者

漁業・養殖業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年5月12日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の経営支援	漁業経営緊急対策資金 利子補給事業	漁業・養殖業者	融資限度額	対象資金 融資利率 融資期間	災害緊急資金 0% 1年間	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
	長期の経営支援	農林漁業セーフティネット 資金(日本政策金融公庫資金)		融資限度額	融資利率 融資期間	0% (貸付当初5年間) 10年間 (据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811
		漁業近代化資金		【原則】 融資限度額	融資利率 融資期間	0% (貸付当初5年間、上限額あり) 5~20年間 (据置期間は2~3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
		漁業経営維持安定資金		【原則】 融資限度額	融資利率 融資期間	0% (貸付当初5年間、上限額あり) 10年間 (特例で15年まで延長可) (据置期間は3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686

漁業・養殖業への支援

経営維持	出荷停滞等による飼育期間延長対策	頑張ろう、みやざき！ 養殖経営緊急支援事業 (県単事業)	魚を出荷できず飼育期間を延長せざるを得なかった場合、延長期間中の餌代の一部を支援します。	対象魚種 対象期間 助成率	海面養殖：ぶり・かんぱち・まだい・その他 陸上養殖：ひらめ・とらふぐ 内水面養殖：やまめ・にじます・あゆ・こい 令和2年5月1日から30日～最大150日間（魚種により異なります） 対象期間中の掛かり増し経費の4分の1以内（市町村の上乗せ助成がある場合は2分の1以内）	県漁村振興課 漁村振興担当 ☎0985-26-7147
販売確保	産地直送支援	宮崎のひなた水産物 お届けキャンペーン	県内の漁業・養殖業者や水産物販売店がインターネット等で産地直送する商品にかかる送料を支援します。	事業者応募期間：令和2年8月末日まで		宮崎のさかな ビジネス拡大協議会 ☎0985-28-6111

その他
県の取組

応援消費

- ・学校給食への食材提供
- ・企業や関係機関・団体等と連携した県内外への販売促進(牛肉、マンゴー、水産物等)

農泊支援

農泊を推進する地域協議会が行う感染症対策や受入体制整備等に関する取組支援（漁家民宿も対象）

このリーフレットについての問い合わせ先
水産政策課 ☎0985-26-7685
漁村振興課 ☎0985-26-7147
南那珂農林振興局
水産担当 ☎0987-23-4312

東臼杵農林振興局
水産担当 ☎0982-32-6135

詳しくは県庁HPへ

